

横浜市立本郷中学校「学校いじめ防止基本方針」

平成26年 3月20日策定

令和 6年 3月15日改定

1、いじめ防止にむけた学校の考え方

①いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

②いじめ防止等の対策に関する基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝です。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切な営みです。子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、他者の長所等を発見します。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活することができます。しかし、ひとたび子どもたちの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねません。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けての希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要があります。本校では、いじめは絶対に許されないことを表明し、だれもが被害者にも加害者にもならない、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指します。

2、組織の設置及び組織的な取組

①いじめ防止に関わる組織

- 本郷中学校「学校いじめ防止対策委員会」（以下、「対策委員会」という）を組織し、組織的にいじめ防止に努めます。
- 「対策委員会」は校長、副校長、生徒指導専任、学年主任、養護教諭等で構成し、校長が統括します。また、必要に応じて SC や SSW などの心理や福祉等の専門家の参加を求めます。
- 「対策委員会」の役割は次のとおりです。
 - ㊦ いじめの相談・通報の窓口
 - ㊧ 情報の収集・記録・共有
 - ㊨ 事実関係の把握といじめであるか否かの判断
 - ㊩ 指導体制や対応方針の決定と保護者との連携
 - ㊪ いじめ防止年間計画の作成と見直し
 - ㊫ PDCA サイクルでの検証
 - ㊬ 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むための方針決定
- 「対策委員会」は月 1 回常設し定例開催します。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「対策委員会」を開催します。参加者全員がいじめの定義を理解し、積極的にいじめを認知します。情報を精査しアセスメントを行い、校長の責任の下、学校として組織的に対応方針を決定します。会議録を作成・保管し、いじめの解消も含めた進捗の管理を行います。

3、いじめ防止及び早期発見のための取組

①未然防止の取組

- 自他ともに大切にし、真心と思いやりのある人づくりを推進します。
- 生徒が向上心を持ち、主体的に考え学び続けられる授業づくりをめざし、授業力向上の為の授業研究を行います。
- 学活、道徳教育、人権教育の充実を図り、多様性を尊重して互いの違いを認め合う心を育てます。
- 学校行事の充実を図り、学校、学級を愛する心を育て、生徒同士の絆を深めるよう努めます。
- いじめの起きない風土づくりのため、生徒が主体的に取り組めるよう努めます。

②早期発見・早期対応

- ・教職員が日常的に生徒と関わることで、生徒の小さな変化を見逃さないよう努めます。
- ・教育相談、個別面談を実施し、生徒が相談しやすい場をつくります。
- ・きめ細やかな情報の共有を行い、学年内や個別のケース会議を開き、組織的に対応します。
- ・学校生活に関するアンケートを実施し、早期発見と早期対応に努めます。

③事案の対処

- ・「対策委員会」を中心とし、複数の教職員で組織的に対応します。
- ・必要に応じて警察署・区役所・児童相談所等の関係機関や専門機関との連携を図り対応します。
- ・被害生徒を守るため、被害生徒と保護者への情報提供と支援を行います。
- ・加害生徒と保護者へ指導と支援を行い、いじめの再発防止に努めます。
- ・いじめ解消の状態とは、少なくとも「いじめの行為が3か月やんでいる」「いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていない」という2つの要件が満たされている必要があることを認識し、丁寧な対応と見守りをおこなっていきます。

④教職員の資質向上のための研修

- ・いじめ未然防止、対応に向けた校内研修の充実のため、生徒指導研修、生徒理解研修、特別支援教育研修、人権研修を実施します。

⑤保護者及び地域との連携

- ・学校運営協議会や地域と学校の協働事業実行委員会、PTA 運営委員会、PTA 総会及び各種説明会の活用により、インターネットを含むいじめ防止の啓発を行うとともに、個人情報に配慮しながら、学校が抱える課題を共有し、地域、保護者と連携して解決する仕組みづくりを推進します。
- ・保護者はパートナーという基本認識のもと、その心情を受け止めて、丁寧に対応していきます。

4、重大事態への対応

①重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条第1項）

「重大事態」とは、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（1号）、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（2号）をいう。

②重大事態への対処

- ・重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会へ報告します。
- ・「対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視野に入れた調査を実施し、その調査結果を教育委員会に報告します。
- ・状況に応じて警察署等の関係機関や専門機関と連携して対応します。
- ・被害生徒や保護者へ調査によって明らかになった事実関係の報告をすると共に、継続的な支援を行います。
- ・加害生徒と保護者へ継続的に指導し、再発防止に向けた支援をします。

5、令和5年度「校内いじめ防止年間計画（案）」（生徒に関わるもの）※下線は教育委員会悉皆

| | |
|------------------------------|------------------------------|
| 4月：アンケート、教育相談、職員研修 | 5月： <u>記名アンケート</u> 、校内授業研究週間 |
| 6月：小中合同授業研究、 <u>YPアセスメント</u> | 7月：アンケート、個別面談 |
| 8月：アンケート、教育相談、職員研修 | 9月：教育相談 |
| 10月： <u>YPアセスメント</u> | 11月：スマートフォン安全指導 |
| 12月： <u>無記名アンケート</u> 、個別面談 | 1月：アンケート、教育相談、校内授業研究週間 |
| 2月：小中合同授業研究 | 3月：スマートフォン安全指導 |

6、その他

- ・必要があると認められる際には、学校いじめ防止基本方針に追記等の改定を行い、速やかに改訂版を学校HP等で公表します。